

了鳥取県公報

平成16年12月3日(金) 第7643号

每週火·金曜日発行

次 目

告	示	生活保護法による医療機関の指定 (961) (福祉保健課)	. 1
		生活保護法による医療機関の変更の届出 (962) (")	. 1
		児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (963) (障害福祉課)	. 2
		身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (964) (")	. 2
		知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (965) (*)	. 3
		結核予防法による医療機関の指定 (966) (健康対策課)	. 4
		急傾斜地崩壊危険区域の指定 (967) (治山砂防課)	. 4
		災害危険区域の指定 (2件) (968・969) (建築課)	. 5
公	告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示	
		による通知 (3件) (森林保全課)	. 6
調達如	2告	公募型指名競争入札の実施 (景観自然課)	. 9
雑	報	環境影響評価準備書の縦覧等 (空港港湾課)	.11

告 示

鳥取県告示第961号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規 定より次のとおり告示する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善

名 称	所 在 地	指定年月日
大賀内科クリニック	米子市西福原四丁目 2 - 1	平成16年11月5日

鳥取県告示第962号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届 出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

名 称	所 在 地	変更年月日
安部内科医院	米子市新開六丁目4-9	平成16年11月1日
医療法人赤ちゃん・こども	米子市新開五丁目1-9	"
クリニックしんざわ		"
医療法人恵歯会米子デンタ	米子市新開五丁目1-9	"
ルクリニック		"
フォルテシモ	米子市新開五丁目1-9	"

鳥取県告示第963号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

	主たる事務所の所在	児童居宅生活支援事	児童居宅生活支援事	児童居宅支援		
名 称	地	業を行う事業所の名	業を行う事業所の所	の種類	廃止年月日	
	טיי	称	在地	007至天皇		
社会福祉法人	岩美郡国府町大字糸	社会福祉法人国府町	岩美郡国府町大字糸	居宅介護	平成16年	
国府町社会福	谷15 - 1	社会福祉協議会	谷15 - 1		10月31日	
祉協議会						
社会福祉法人	岩美郡福部村大字海	社会福祉法人福部村	岩美郡福部村大字海			
福部村社会福	±1013 - 1	社会福祉協議会居宅	±1013 - 1	"	"	
祉協議会		介護事業所				
社会福祉法人	八頭郡河原町大字渡	社会福祉法人河原町	八頭郡河原町大字渡			
河原町社会福	一木277 - 1	社会福祉協議会	一木277 - 1	"	"	
祉協議会						
社会福祉法人	八頭郡佐治村大字加	社会福祉法人佐治村	八頭郡佐治村大字加			
佐治村社会福	瀬木2171 - 2	社会福祉協議会	瀬木2171 - 2	"	"	
祉協議会						
社会福祉法人	気高郡気高町大字浜	気高町・鹿野町社会	気高郡気高町大字浜			
気高町社会福	村8 - 8	福祉協議会指定居宅	村8 - 8	"	"	
祉協議会		介護事業所				
社会福祉法人	気高郡青谷町大字露	青谷町社会福祉協議	気高郡青谷町大字善			
青谷町社会福	谷53 - 5	会やすらぎ事業所	田31 - 1	"	"	
祉協議会						

鳥取県告示第964号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称 主たる事務所の所在地 身体障害者居宅生活 支援事業を行う事業 所の名称 身体障害者居宅生活 支援事業を行う事業 方級事業を行う事業 所の名称 完止年月日 社会福祉法人 岩美郡国府町大字糸 国府町社会福 社協議会 社会福祉法人国府町 社会福祉法人国府町 社会福祉法人 岩美郡福部村大字海 社会福祉法人福部村 社会福祉法人 福部村社会福 土1013 - 1 社会福祉法人同部村 岩美郡福部村大字海 社会福祉協議会居宅 九103 - 1 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川						
支援事業を行う事業 方援事業を行う事業 方援事業を行う事業 方で表現の種類 廃止年月日 所の所在地 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		またる重発所の所在	身体障害者居宅生活	身体障害者居宅生活	身体障害者居	
大会福祉法人 岩美郡国府町大字糸 社会福祉法人国府町 岩美郡国府町大字糸 社会福祉協議会 社会福祉法人国府町 社会福祉法人 社会福祉協議会 社会福祉法人福部村 社会福祉法人福部村 社会福祉協議会 土1013 - 1	名 称		支援事業を行う事業	支援事業を行う事業	宅支援の種類	廃止年月日
国府町社会福 谷15 - 1 社会福祉協議会 谷15 - 1 10月31日 社会福祉法人 岩美郡福部村大字海 社会福祉法人福部村 岩美郡福部村大字海 社会福祉協議会居宅 介護事業所 1013 - 1 " " が 10月31日		טיי	所の名称	所の所在地		
祉協議会 社会福祉法人 岩美郡福部村大字海 社会福祉法人福部村 岩美郡福部村大字海 福部村社会福 士1013 - 1 社会福祉協議会居宅 士1013 - 1 " 社会福祉法人 八頭郡河原町大字渡 社会福祉法人河原町 八頭郡河原町大字渡 河原町社会福 一木277 - 1 社会福祉法人区治村 川頭郡佐治村大字加 社会福祉法人 八頭郡佐治村大字加 社会福祉協議会 瀬木2171 - 2 " 社会福祉法人 気高郡気高町大字浜 気高町・鹿野町社会福祉協議会指定居宅介護事業所 村8 - 8 " " 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露青谷町大字露青谷町大字書青谷町社会福祉協議会院の書業所 気高郡青谷町大字書田31 - 1 " "	社会福祉法人	岩美郡国府町大字糸	社会福祉法人国府町	岩美郡国府町大字糸	居宅介護	平成16年
社会福祉法人 岩美郡福部村大字海 社会福祉法人福部村 岩美郡福部村大字海 社会福祉法人 (1013 - 1)	国府町社会福	谷15 - 1	社会福祉協議会	谷15 - 1		10月31日
福部村社会福 社協議会	祉協議会					
祉協議会 介護事業所 八頭郡河原町大字渡 社会福祉法人河原町 八頭郡河原町大字渡 河原町社会福 一木277 - 1 社会福祉法人河原町 川 " 社会福祉法人 八頭郡佐治村大字加 社会福祉法人佐治村 八頭郡佐治村大字加 瀬木2171 - 2 " " 社会福祉法人 気高郡気高町大字浜 気高町・鹿野町社会 気高郡気高町大字浜 村8 - 8 " " 社会福祉法人 気高郡気高町大字浜 福祉協議会指定居宅 村8 - 8 " " 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善 会やすらぎ事業所 田31 - 1 " "	社会福祉法人	岩美郡福部村大字海	社会福祉法人福部村	岩美郡福部村大字海		
社会福祉法人 八頭郡河原町大字渡 社会福祉法人河原町 八頭郡河原町大字渡 一木277 - 1 社会福祉協議会 一木277 - 1	福部村社会福	±1013 - 1	社会福祉協議会居宅	±1013 - 1	"	"
河原町社会福	祉協議会		介護事業所			
祉協議会 社会福祉法人 八頭郡佐治村大字加 社会福祉法人佐治村 八頭郡佐治村大字加 佐治村社会福 瀬木2171 - 2 北会福祉協議会 瀬木2171 - 2 " 社会福祉法人 気高郡気高町大字浜 気高町・鹿野町社会 気高郡気高町大字浜 気高町社会福 村8 - 8 " " 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善 青谷町社会福 谷53 - 5 会やすらぎ事業所 田31 - 1 "	社会福祉法人	八頭郡河原町大字渡	社会福祉法人河原町	八頭郡河原町大字渡		
社会福祉法人 八頭郡佐治村大字加 社会福祉法人佐治村 八頭郡佐治村大字加 瀬木2171 - 2	河原町社会福	一木277 - 1	社会福祉協議会	一木277 - 1	"	"
佐治村社会福 祉協議会 瀬木2171 - 2 北会福祉協議会 瀬木2171 - 2 " " 社会福祉法人 気高町社会福 社協議会 気高町・鹿野町社会 福祉協議会指定居宅 介護事業所 村8 - 8 " " 社会福祉法人 青谷町社会福 谷53 - 5 青谷町社会福祉協議 会やすらぎ事業所 気高郡青谷町大字善 田31 - 1 " "	祉協議会					
祉協議会 社会福祉法人 気高郡気高町大字浜 気高町・鹿野町社会 気高郡気高町大字浜 気高町社会福村8-8 福祉協議会指定居宅 村8-8 " " 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善会やすらぎ事業所 田31-1 " "	社会福祉法人	八頭郡佐治村大字加	社会福祉法人佐治村	八頭郡佐治村大字加		
社会福祉法人 気高郡気高町大字浜 気高町・鹿野町社会 気高郡気高町大字浜 気高町社会福村8-8 福祉協議会指定居宅 村8-8 " " 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善 青谷町社会福 谷53-5 会やすらぎ事業所 田31-1 " "	佐治村社会福	瀬木2171 - 2	社会福祉協議会	瀬木2171 - 2	"	"
気高町社会福 村8-8 福祉協議会指定居宅 村8-8 " " 祉協議会 介護事業所 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善会やすらぎ事業所 田31-1 " "	祉協議会					
祉協議会 介護事業所 社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善	社会福祉法人	気高郡気高町大字浜	気高町・鹿野町社会	気高郡気高町大字浜		
社会福祉法人 気高郡青谷町大字露 青谷町社会福祉協議 気高郡青谷町大字善 青谷町社会福 谷53 - 5 会やすらぎ事業所 田31 - 1 " "	気高町社会福	村8 - 8	福祉協議会指定居宅	村8 - 8	"	"
青谷町社会福 谷53 - 5 会やすらぎ事業所 田31 - 1 " "	祉協議会		介護事業所			
	社会福祉法人	気高郡青谷町大字露	青谷町社会福祉協議	気高郡青谷町大字善		
祉協議会	青谷町社会福	谷53 - 5	会やすらぎ事業所	田31 - 1	"	"
	祉協議会					

鳥取県告示第965号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援 の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活	知的障害者居宅生活	知的障害者居	
名 称		支援事業を行う事業	支援事業を行う事業	宅支援の種類	廃止年月日
	1E	所の名称	所の所在地		
社会福祉法人	岩美郡国府町大字糸	社会福祉法人国府町	岩美郡国府町大字糸	居宅介護	平成16年
国府町社会福	谷15 - 1	社会福祉協議会	谷15 - 1		10月31日
祉協議会					
社会福祉法人	岩美郡福部村大字海	社会福祉法人福部村	岩美郡福部村大字海		
福部村社会福	±1013 - 1	社会福祉協議会居宅	±1013 - 1	<i>II</i>	"
祉協議会		介護事業所			
T.	I	ļ	l	l	

社会福祉法人	八頭郡河原町大字渡	社会福祉法人河原町	八頭郡河原町大字渡		
河原町社会福	一木277 - 1	社会福祉協議会	一木277 - 1	"	"
祉協議会					
社会福祉法人	八頭郡佐治村大字加	社会福祉法人佐治村	八頭郡佐治村大字加		
佐治村社会福	瀬木2171 - 2	社会福祉協議会	瀬木2171 - 2	"	"
祉協議会					
社会福祉法人	気高郡気高町大字浜	気高町・鹿野町社会	気高郡気高町大字浜		
気高町社会福	村8 - 8	福祉協議会指定居宅	村8-8	"	"
祉協議会		介護事業所			
社会福祉法人	気高郡青谷町大字露	青谷町社会福祉協議	気高郡青谷町大字善		
青谷町社会福	谷53 - 5	会やすらぎ事業所	田31 - 1	"	"
祉協議会					

鳥取県告示第966号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

名 称	所 在 地	指定年月日
大賀内科クリニック	米子市西福原四丁目 2 - 1	平成16年11月5日

鳥取県告示第967号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

1 名称

長和瀬第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた区域 (森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条第 1 項の規定により指定された保安林及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により平成12年鳥取県告示第495号で指定された土地のうち同告示第 3 号に掲げる急傾斜地崩壊危険区域を除く。)

土 地 標 柱

鳥取市青谷町長和瀬字宮島668 - 7 1号

鳥取市青谷町長和瀬字宮島917 - 1 地先道路敷 2号

鳥取市青谷町長和瀬字宮島941 - 5 3号

鳥取市青谷町長和瀬字宮島940 - 2 4号及び5号

鳥取市青谷町長和瀬字前田908 - 1 6号 鳥取市青谷町長和瀬字宮島920 - 28地先河川敷 7号

鳥取県告示第968号

鳥取県建築基準法施行条例 (昭和47年鳥取県条例第43号) 第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

1 名称

長和瀬第2地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線に囲まれた区域 (森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条第 1 項の規定により指定された保安林及び鳥取県建築基準法施行条例第 2 条第 1 項の規定により平成12年鳥取県告示第496号で指定された土地のうち同告示第 3 号に掲げる災害危険区域を除く。)

土 地 標 柱

鳥取市青谷町長和瀬字宮島668 - 7鳥取市青谷町長和瀬字宮島917 - 1 地先道路敷2 号鳥取市青谷町長和瀬字宮島941 - 53 号

鳥取市青谷町長和瀬字宮島940 - 2 4号及び5号

鳥取市青谷町長和瀬字前田908 - 1 6号 鳥取市青谷町長和瀬字宮島920 - 28地先河川敷 7号

鳥取県告示第969号

鳥取県建築基準法施行条例 (昭和47年鳥取県条例第43号) 第2条第1項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

1 名称

市瀬地区災害危険区域

- 2 区域
 - (1) 八頭郡智頭町大字市瀬字川下2536 1、2536 2及び2536 11から2536 18まで並びにこれらと一体を なす国有地
 - (2) 砂防法 (明治30年法律第29号) 第2条の規定により、平成15年国土交通省告示第224号で指定された土地のうち同告示第5号に掲げる砂防指定地に係る区域((1)の区域を除く。)
 - (3) 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を直線で結んだ線に囲まれた区域((1)の区域を除く。)

土 地 標 柱

八頭郡智頭町大字市瀬字川下2536 - 2 1号

鳥取市用瀬町川中字猿山814 - 1 2号及び3号

鳥取市用瀬町川中字猿山796 - 1 4号八頭郡智頭町大字市瀬字川下2536 - 11 5号

公 告

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成16年11月9日付鳥取県告示第872号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松島 政治	鳥取市国府町神護字大谷口154
"	鳥取市国府町神護字大谷口154の1
"	鳥取市国府町神護字大谷空田90
多田 久實	鳥取市国府町神護字大谷空田528
"	鳥取市国府町神護字大谷空田529
松島 實次郎	鳥取市国府町神護字空田上457
"	鳥取市国府町神護字空田上457の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成16年11月9日付鳥取県告示第873号)の内容 (告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

増田	甚市	日野郡日南町福塚字大林705
畠山	儀市	II .
長谷川	千次郎	ıı .
福田	猪三郎	ıı .
山浦	国太郎	"
四木	乙松	ıı .
中村	常夫	ıı .
山田	和弘	II .
増田	甚蔵	日野郡日南町神福字大谷山1888の1
栩木	瀧雄	ıı .
福田	幸夫	"

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者 (以下「森林所有者等」という。) の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更 予定の告示(平成16年11月16日付鳥取県告示第889号)の内容 (告示の内容)
 - 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 三好	鳥取市国府町大石字小足谷822
"	鳥取市国府町大石字小足谷822の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

吉田	義一	鳥取市国府町雨滝字壱反田673の2
野中	孝明	鳥取市国府町雨滝字倉本706の1から706の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年12月3日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 工事の概要
 - (1) 工事名 県立大山自然歴史館展示工事
 - (2) 工事場所 西伯郡大山町大山
 - (3) 工事内容

本件工事は、西伯郡大山町大山地内の県立大山自然歴史館の展示施設の新設工事を行うものである。

(4) 工事の構造及び規模

展示施設設備 1式

延床面積 A = 753平方メートル

グラフィック版下作成1式映像ソフト作成1式展示設備1式電気設備1式

- (5) エ 期 平成17年1月から同年6月20日まで
- (6) 予定価格 118,358,100円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 内装仕上工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、内外装工事に係るものを有すること。
- (5) 平成16年12月3日(金)から同月14日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日(木)から同年12月14日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成

14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

- (7) 次のア又はイに掲げる本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
 - ア 「本件工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社乃村工藝社

東京都港区芝浦四丁目6-4

- イ 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者 である。
 - (ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50 を超える出資をしている建設業者
 - (イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当 該建設業者
- (8) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している博物展示施設の工事又はこれに類する工事を施工した実績を有すること。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。) にある者であること。
 - イ 主任技術者にあっては、建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。
 - ウ 監理技術者にあっては、内装仕上工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- 3 技術資料の作成及び提出
 - (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年12月3日(金)から同月14日(火)までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/keikan/sisetu/nyuusatsu/data.htm)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年12月3日(金)から同月14日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県文化観光局景観自然課公園施設係 (鳥取県庁本庁舎 6 階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

- ア 提出期間及び時間
 - (1)のアに同じ。
- イ 提出場所
 - (1)のイに同じ。
- ウ 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成16年12月14日 (火) 午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、鳥取県企画部・文化観光局指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を 指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県文化観光局景観自然課公園施設係 (電話番号0857 26 7200) とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意志があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名 されるとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (9) 本件工事に係る前金払は、請負代金に100分の36を乗じて得た額を超えない額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負金額の額の10分の3以上の額とするとともに、(9)による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。
- (11) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。
- (12) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。

雑	幸	
7.0/11		

環境影響評価法 (平成9年法律第81号。以下「法」という。) 第14条第1項の規定に基づき、美保飛行場拡張整備事業に係る環境影響評価準備書 (以下「準備書」と言う。) を作成し、同法第16条の規定に基づき、準備書の縦覧を行うこととしたので、次のとおり公告する。

また、同法第17条の規定に基づき、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

平成16年12月3日

 国土交通省中国地方整備局長
 望
 月
 常
 好

 国土交通省大阪航空局長
 茨
 木
 康
 男

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 事業者の氏名 国土交通省中国地方整備局長 望月 常好 国土交通省大阪航空局長 茨木 康男
 - (2) 事業者の住所 中国地方整備局 広島県広島市中区上八丁掘 6 30 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76

- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 対象事業の名称 美保飛行場拡張整備事業
 - (2) 対象事業の種類 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
 - (3) 対象事業の規模 延長前の滑走路の長さ 2,000メートル 延長後の滑走路の長さ 2,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域

米子市及び境港市

4 関係地域の範囲

米子市及び境港市

- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 広島県広島市中区東白島町14-15

国土交通省中国地方整備局港湾空港部港湾空港整備課

大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76

国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課

境港市昭和町9

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所

境港市佐斐神町2064

国土交通省大阪航空局美保空港事務所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課

米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市企画部地域政策課

境港市上道町3000

境港市建設部管理課

米子市大篠津町1619 - 1

米子市大篠津公民館

米子市大崎1466 - 4

米子市崎津公民館

米子市和田町1829 - 1

米子市和田公民館

米子市富益町788

米子市富益公民館

境港市財ノ木町668

境港市中浜公民館

境港市誠道町220 - 3

境港市誠道公民館

境港市竹内町393 - 2

境港市余子公民館

境港市渡町1356 - 1

境港市渡公民館

(2) 縦覧期間 平成16年12月3日から平成17年1月6日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律 第91号)に規定する休日、平成17年1月4日及び同月5日を除く。) (3) 縦覧時間 鳥取県内 (公民館以外) 午前8時30分から午後5時まで

鳥取県内(公民館) 午前9時から午後5時まで

広島県内 (中国地方整備局) 午前9時15分から午後5時30分まで

大阪府内 (大阪航空局) 午前 9 時から午後 5 時15分まで

6 意見書の提出

法第18条第1項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。

- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成17年1月20日
 - (2) 提出先 〒730 0004広島県広島市中区東白島町14 15

国土交通省中国地方整備局港湾空港部港湾空港整備課

〒540 - 8559大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76

国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課

〒684 - 0034境港市昭和町 9

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所

〒684 - 0055境港市佐斐神町2064

国土交通省大阪航空局美保空港事務所

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
- ウ 準備書について環境の保全の見地からの意見 意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 開催日及び場所 平成16年12月13日 (月) 境港市民会館 (境港市上道町3000) 平成16年12月14日 (火) 米子コンベンションセンター (米子市末広町74)
 - (2) 開催時刻 午後7時30分から

14	平成16年12月3日	金曜日	鳥	収	県	公	粒	第7643号
l								
l								
l								
l								
I								
l								
I								
l								
l								
l								
l								
I								
I								
l								
I								
I								
l								
l								
l								
I								
l								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
l								
l								
l								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
I								
I								
I								
I								